NPO みんなの市民活動 シリーズ15

～社会を支えるみんなの力 市民の思いをNPOに～

最近、新聞やテレビで、福祉や環境の分野などでのNPO活動が注目されています。「あまり自分とは関係がない」と思っている人も多いのではないでしょうか。

NPOとは「Non-Profit Organization」の頭文字で、営利を目的としない民間の活動団体を意味します。

市民が団体をつくって社会に貢献できるような活動をしようと思っても、今までは高額な基本財産や多くの会員が必要だったりして、簡単には法人格がとれませんでした。

平成十年十二月にNPO法（正式名称＝特定非営利活動促進法）が施行されました。この法律により、財産がゼロであっても、会員が十人以上いて、一定の要件を満たしていれば、簡単に法人格を取得できるようになったのです。

NPO法により法人となった団体は、すでに全国で一千五百三十六団体にも及び、市内では八団体が法人格を取得しています。また、現在申請中の団体も二団体あります。

法人格を持つと、契約などを代表者の名義でしかできなかったものが、団体の名義でできるようになります。また、活動の範囲を広げたり、規模を大きくしたりすることができます。

あるNPO法人の理事長さんは「法人になりましたとあいさつしたら、それはすごいですねと言われました。自分たちの活動が社会に認められると同時に責任があるんだということを痛感しました」と語ってくれました。

では、NPO法人にはどんな団体があるのでしょうか。いくつかの事例をご紹介しましょう。

①青少年の健全育成を図るために、舞台鑑賞やワークショップを行う団体

②在宅福祉サービスの提供を目的に、介護や家事援助などのサービスを有償で行う団体

③伝統行事を行う場所を確保するために、土地の登記を個人名義から法人名義に変更し、相続問題を解消した団体

④インターネットなどの情報技術を市民に普及する団体

NPOの活動は、運営に携わったり活動に参加したりする個人の思いで行われていますが、こうした活動が行われることで、そこに住む市民は必要に応じてサービスを受けることができます。また、サービスを提供するための雇用も生まれて、地域が活性化していくことも考えられます。

NPO活動が二十一世紀の社会を変革すると言われ、その発展が期待されるのは、地域の問題を解決し、住みやすさの向上とまちの活性化につながることにあります。

NPO活動についてのご意見ご質問などは、市民生活課NPO担当（54-8117）までお寄せください。

応報文芸

短歌 戸川晴子選

白南天喰みし鳥かもひと声を鳴きて飛び立つじょうびたきとふ　室山町　笹野昌子

手間のいる和菓子作りはこれまでと思いつつ雨に餡を炊きおり　小林町　小林文子

幾年を父耕せし畑にくればぽつりと置かれしあるじなき軍手　西坂部町　木ノ下明美

春浅き伊勢志摩の海は凪ぎわたりきらきらのごとく日の光まぶし　桜町　萩原訓子

障害者の会長務めし長き日々夫は明るく過ごし給ひぬ　東日野町　小林愛子

俳句 西條真智生選

左義長の果てて大きな闇残る　桜花台一丁目　上坂範子

白木蓮夜目にも著き道標　桜花台一丁目　伊藤令子

春の雪工事現場を装へり　三栄町　長谷川和子

郵便夫ふと振り返る沈丁花　前田町　川瀬小夜子

診断を待つ間の長き冬の廊　城東町　南部文子

川柳 保地桂水選

かすむ眼でたどりたどりのマフラ編み　八千代台一丁目　森谷安子

瞳がやさし貰い泣きしてくれたひと　松原町　毛利初子

最新のあやとり孫と苦戦する　北町　佐脇昭子

春いくつ川原の土手にみえかくれ　北町　小津みや子
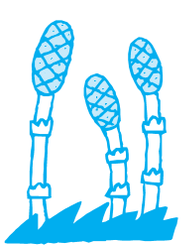
今の世にもったいないは過去のこと　高旭町　小川勇